

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	12-3
処分の種類	とさつ解体の禁止等			
根拠法令条例等・条項	と畜場法第16条			
処分の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣畜のと殺又は解体の禁止</li> <li>・獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置命令</li> <li>・獣畜の肉、内臓等の廃棄その他の措置命令</li> </ul>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○と畜場法第16条 (とさつ解体の禁止等)</p> <p>第16条 都道府県知事は、第14条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体によりウイルスを伝染させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。</p> <p>一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。</p> <p>二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置をこうじさせること。</p> <p>三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。</p> <p>○と畜場法施行規則第16条 (検査の結果に基づく措置)</p> <p>第16条 法第16条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置によるものとする。</p> <p>一 法第14条第1項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第4に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき とさつの禁止</p> <p>二 法第14条第2項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第4に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 解体の禁止</p> <p>三 法第14条第3項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第5(別紙)の上欄に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 別表第5の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な措置</p> <p>四 獣畜が法第14条第6項各号に掲げる疾病のうち伝染性の疾病にかかり、又は異常があり、ウイルスを伝染させるおそれがあると認めるとき 当該獣畜の隔離、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の消毒、ウイルスに汚染され又は汚染されたおそれのある処理室その他の場所又は物件の消毒その他ウイルスの伝染を防止するために必要な措置</p>			
基準の制定根拠	—			